平成２６年（フ）第１６２２号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ８―307号
債務者　有川　享子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７４９号
大阪府東大阪市西石切町４丁目２―20スターリースカイテラニシ204号室、住民票上の住所大阪府東大阪市西石切町２丁目３番37号
債務者　尾崎　友春
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９７１号
大阪府東大阪市大蓮北１丁目４番４号
債務者　北村　佳子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０４８号
大阪市西淀川区姫里２丁目５番８号姫里スカイハイツ502号、住民票上の住所大阪市西淀川区姫里１丁目13番35号クリエイト野里ビル201
債務者　稲葉千鶴子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０５６号
大阪府門真市小路町２番５号
債務者　森山　武志
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０６６号
大阪市平野区長吉出戸５丁目４番１―112号
債務者　有川美代子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６５号
札幌市豊平区月寒東１条13丁目４番２―503号（住民票上の住所）
債務者　阿部　　愛
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１３５号
函館市大船町52番地１
債務者　東出　真吾
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１４０号
函館市亀田港町61番２号
債務者　中野　真弥
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１４１号
函館市大川町１番83―204号
債務者　佐々木　愛（旧姓鳴海）
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１４４号
北海道北斗市公園通１丁目７番16号　シエルブルードゥ201号室
債務者　池田　咲子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第６６号
和歌山市粟427番地の１　チサンマンション紀ノ川805号室
債務者　石本　憲司
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第７６号
和歌山市手平出島102番地　コーポホワイト南出島Ｄ棟Ａ号室
債務者　しゃぶしゃぶ　じゃんこと　森田　弘行
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第９２号
和歌山県橋本市小原田13番地の１
債務者　堀内　一男
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１００号
和歌山市打越町１番34号
債務者　久保　和雄
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１１５号
和歌山県海南市船尾179番地
債務者　泉平　絵真
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２３号
和歌山県有田郡有田川町大字尾中14番地
債務者　勝丸　侑也
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係